

新型コロナウイルス対策にかかる「実習に関する対応指針」

2020年5月8日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府および関係省庁より提示されている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、学生、教職員ならびに実習受入施設等の安全確保および感染拡大防止を目的として、本学学生の実習に関する当面の指針は以下のとおりとする。

1. 実習学生の対応について

- ・マスク着用、頻回の手洗い、咳エチケット等の感染症予防を徹底すること。
- ・毎朝夕、検温を行うこと。
- ・睡眠、食事など、毎日の自分自身の健康管理をしっかり行うこと。
- ・実習日前後2週間の健康および行動記録を作成すること。
- ・実習以外の不要不急の外出を控えること。
- ・実習施設の感染症対策を遵守すること。
- ・風邪の症状や新型コロナウイルス感染を疑われる症状（喉の痛み、鼻水や咳、発熱や悪寒、筋肉痛や倦怠感、嗅覚・味覚障害）がある場合は、躊躇せず実習先に行くことを中止して実習先及び大学、実習担当教員に連絡し、実習担当教員の指示に従うこと。
- ・実習先で新型コロナウイルスの感染が発生した場合は、実習先の指示に従うとともに、大学及び実習担当教員に連絡し、実習担当教員の指示に従うこと。

2. 実習担当教員の対応について

- ・実習担当教員は、履修学生と確実に連絡がとれる体制を構築すること。
- ・マスク着用、頻回の手洗い、咳エチケット等の感染予防を徹底させること。
- ・実習日前後2週間の健康および行動記録を作成させること。
- ・毎朝夕検温、風邪の症状の有無の確認を必ず行い、マスクを着用して実習を実施させること。
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日）、「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き」（令和2年3月25日）など、学校・園や施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で実習に参加させること。
- ・実習学生や実習先との連絡は電話やメール等で行い、可能な限り接触を避けること。
- ・実習学生から新型コロナウイルス感染を疑われる症状（喉の痛み、鼻水や咳、発熱や悪寒、筋肉痛や倦怠感、嗅覚・味覚障害）による欠席連絡があった場合は、子ども育成学部においては実習指導センター所定の手続きに加え、呉羽キャンパス事務室（以下、事務室。）に、現代社会学部においては東黒牧キャンパス教務課（以下、教務課。）にも必ず連絡すること。また、症状が4日以上続く場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう、指導すること。

3. 実習先及び本学で新型コロナウイルスの感染が発生した場合の対応について

- ・実習先から、新型コロナウイルス感染症の発生、または当該患者受診等の情報を受けた場合、または知り得た場合は、当該施設における実習の中止を決定し、各学生へ速やかに中止の連絡をすること。また、子ども育成学部においては実習指導センターの手続きに加え事務室に、現代社会学部においては教務課に連絡をすること。
- ・本学で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、すみやかに実習先に連絡し、対応について協議すること。
- ・管轄市町村や教育委員会と連携をとりながら対応すること。

4. 実習中止等を判断する状況について

- ・実習中（見学等を含む）に実習学生が発症し、ウイルス検査で陽性の確定診断がでたとき。

- ・実習学生が濃厚接触者である可能性がある、または濃厚接触者となったとき。
 - ・実習施設内での感染が危惧されたとき。
 - ・その他、新型コロナウイルス感染症をめぐる大学および実習先の状況をふまえ、実習および実習関連の活動を中止することが適当と実習先または実習指導センター、学部等が判断したとき。
5. 実習中止等となった場合の対応について
- ・実習中の状況により十分に実施できなかった内容があった場合には、事後指導等において、補充的な内容の授業等を行うこと。
 - ・実習学生に不利益を生じないように配慮すること。
6. 面接授業が行えないなど実習開始前に実習中止が妥当と判断される場合について
- ・新型コロナウイルス感染症をめぐる実習先の判断または状況、実習生の状況ならびに実習指導教員の判断によって実習開始前に実習中止が妥当と判断される場合には、子ども育成学部においてはすみやかに実習指導センターに報告して事前に中止の決定を行い、実習指導センターの手続きに加え、事務室に連絡をすること、また現代社会学部においては学部長に報告して事前に中止の決定を行い、教務課に連絡をすること。
 - ・事前に中止になった場合には、当該実習の延期または代替的な事前事後指導等によって補充的な内容の授業等を行うことによって実習学生に不利益が生じないようにできる方策を検討すること。

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000602227.pdf>
- ・保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き（日本小児感染症学会 WG 作成）
http://www.jspid.jp/news/2003_covid19_1.pdf
- ・令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt_kyoikujinzai02-000004520-1.pdf